

○総社市介護保険施設等監査要綱

平成30年3月22日

告示第19号

改正 令和5年7月31日告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第112条の規定による、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定第1号事業者(以下「事業者等」という。)並びに事業者等の従業者又は従業者であった者に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費(以下「介護給付等」という。)に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する監査(以下「監査」という。)について、基本的事項を定めるものとする。

(監査方針)

第2条 監査は、事業者等の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、法令等に定める事業者等の事業の運営等に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき市が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、市長が当該事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対

して質問させ、若しくは当該事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行わせ、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施するものとする。

(監査の実施)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、立入検査等により監査を実施するものとする。

(1) 次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等又は人格尊重義務違反について確認の必要があると認められるとき。

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 人格尊重義務違反に関する情報

ウ 国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下「連合会」という。), 地域包括支援センター等に寄せられる苦情

エ 連合会又は保険者からの通報による情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者等の情報

カ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

(2) 総社市地域密着型サービス事業者等指導要綱(平成30年総社市告示第20号)に基づく運営指導において、同告示第7条各号のいずれかに該当したとき。

(監査の方法等)

第4条 市長は、監査の対象となる事業者等を決定したときは、当該事業者等に対し、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知するものとする。ただし、前条第2号の規定に基づく監査を行う場合は、口頭により、監査の実施及び当該事項を通告するものとする。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査に出席すべき者の役職名等

(5) 準備すべき書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 市長は、監査の実施に当たっては、事前に関係する保険者に対して情報提供を行い、連携を図るものとする。

3 市長は、指定又は許可の権限が岡山県にある事業者等について監査を行う場合は、事前

に岡山県知事に対して実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

- 4 市長は、前項の監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書により岡山県知事に対して通知するものとする。ただし、岡山県と同時に監査を行っている場合は、この限りでない。

(勧告)

第5条 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の9、第83条の2、第115条の18、第115条の28及び第115条の45の8のいずれかに該当する場合(介護報酬の請求に関することを除く。)は、当該事業者等に対し、書面により基準の遵守等の措置を採るべきことを勧告するものとする。

- 2 前項の勧告を受けた事業者等は、市長に対し、書面による報告を行わなければならない。
- 3 市長は、事業者等が期限内に第1項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第6条 市長は、事業者等が正当な理由がなく前条第1項に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該事業者等に対し、勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

- 2 前項の命令を受けた事業者等は、市長に対し、書面による報告を行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定等の取消し等)

第7条 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10、第84条、第115条の19、第115条の29及び第115条の45の9のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

(監査結果の通知)

第8条 市長は、書面により監査の結果を通知し、改善を要すると認められた事項については、期限を定めて報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定は、前3条の規定の適用を受けた事業者等には適用しない。

(聴聞等)

第9条 市長は、監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与

しなければならない。ただし、同条第2項に該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第10条 市長は、指定の取消等の処分を行った場合に、事業者等が偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 市長は、当該事業者等(指定第1号事業者を除く。)に対し、原則として、法第22条第3項の規定により、不正利得の額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月31日告示第93号)

この告示は、公布の日から施行する。